

利用促進交付申請における注意事項について

(事前に利用促進事業補助金交付対象者の認定を受ける必要があります)

次の点にご注意のうえ、申請をしてください。

1 申請書提出期限

提出期限は次頁の表を確認してください。申請締切以降は申請の受付はできませんのでご了承ください。

なお、「利用促進事業補助対象者認定通知書」を、交付申請の際に提示してください。

2 申請に必要な書類

- 補助対象者認定通知書
- 交付申請書
- 請求書
- サービス利用月に係る介護サービスの領収証
- 介護保険被保険者証
- 印鑑

3 補助額

サービス利用月に係る利用者負担額合計（1割負担分。ただし、減免を受けている場合は減免後の額とし、高額介護〈介護予防〉サービス費を除く。）から 3,000 円を差し引いて得た額の 2 分の 1 に相当する額（1円未満切捨て）。

4 補助金交付の対象とならない事例

この補助金の支給対象者は、世帯員の人数や年齢・収入状況などにより決定されます。

次の事例に該当する場合には、補助金交付の対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（事例 1）住民登録上は世帯分離をしていて、実際は息子（娘）の家族と同居（隣接して住居がある場合を含む。）している場合など。

（事例 2）障害年金や遺族年金などの非課税年金を一定額以上受給している場合や、収入があるにもかかわらず確定申告していない場合など。

5 世帯の収入状況が変更になった場合

補助の対象となる居宅サービス利用期間内（認定通知書の有効期間内）に世帯の収入状況が変更になった場合は、速やかに届け出てください。

6 その他 申請書類等の記入について

- ・ 申請書類等の記入について、申請者及び請求者欄は被保険者本人が署名し、又は被保険者本人名で記名押印してください。

利用月と申請締切

	1月利用分	2月利用分	3月利用分	4月利用分	5月利用分	6月利用分
申請締切	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末

	7月利用分	8月利用分	9月利用分	10月利用分	11月利用分	12月利用分
申請締切	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末

注意：申請する際は認定通知書の有効期間内であることを確認してください。4月又は10月の利用分を請求するときは再度、補助対象認定の申請が必要となります。